資料22－3

「電気通信システム委員会の運営について」の改正について

SG21（ケーブルテレビ及び関連技術に関する課題に限る。）を担当する協力事務局に変更がありました。

これに伴い、「電気通信システム委員会の運営について（令和 6 年 12 月 2 日情報通信審議会情報通信技術分科会電気通信システム委員会決定第5号）」を改正することを提案します。

1　改正点は以下のとおり。

(1) ITU 部会決定の改正に伴う修正。

(2) ITU-T SG21 の協力事務局の変更に伴う修正。

2　新旧対照表は別紙1のとおり。

3　改正案は別紙2のとおり。

新旧対照表

（下線部及び破線部が変更箇所）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
本委員会は、ITU 部会における委員会の設置及び運営について（令和6年 12 月9日情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU 部会決定第6号）（以下、「部会決定第6号」という。）第3項(9)に基づき、部会決定第6号の他、本委員会の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。
［1　略］
［2　略］
3　委員会の運営
［（1）～（4）　略］
（5）委員会は、部会決定第6号に示すとおり、情報流通行政局地域通信振興課、同局放送技術課、総合通信基盤局電気通信技術システム課及びサイバーセキュリティ統括官室（以下、「協力事務局」という。）の協力の下、国際戦略局通信規格課が事務局の運営を行うものとし、事務局及び協力事務局の担当は別表に示すとおりとする。
［（6）　略］
［4・5　略］
別表　事務局[注1]及び協力事務局[注2]の担当
<table>
<tr><th>事務局及び協力事務局</th><th>担当 SG 等</th></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>情報流通行政局
放送技術課</td><td>SG21（ケーブルテレビ及び関連技術に関する課題に限る。）</td></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
</table>
［注1　略］
注2［略］
［略］
情報流通行政局放送技術課
［略］
［注3、注4　略］
［削除］
</td><td>
本委員会は、ITU 部会における委員会の設置及び運営について（平成 23 年 2 月 25 日情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU 部会決定第1号）（以下、「部会決定第 1 号」という。）第3項(9)に基づき、部会決定第 1 号の他、本委員会の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。
［1　同左］
［2　同左］
3［同左］
［（1）～（4）　同左］
（5）委員会は、部会決定第 1 号に示すとおり、情報流通行政局地域通信振興課、同局衛星・地域放送課、総合通信基盤局電気通信技術システム課及びサイバーセキュリティ統括官室（以下、「協力事務局」という。）の協力の下、国際戦略局通信規格課が事務局の運営を行うものとし、事務局及び協力事務局の担当は別表に示すとおりとする。
［（6）　同左］
［4・5　同左］
別表　事務局[注1]及び協力事務局[注2]の担当
<table>
<tr><th>事務局及び協力事務局</th><th>担当 SG 等</th></tr>
<tr><td>［同左］</td><td>［同左］</td></tr>
<tr><td>情報流通行政局
衛星・地域放送課[注5]</td><td>［同左］</td></tr>
<tr><td>［同左］</td><td>［同左］</td></tr>
</table>
［注1　同左］
注2［同左］
［同左］
情報流通行政局衛星・地域放送課（地域放送推進室を含む。）
［同左］
［注3、注4　略］
注5　情報流通行政局衛星・地域放送課には、地域放送推進室を含む。
</td></tr>
</table>

別紙2

（案）

電気通信システム委員会の運営について

平 成 23 年 5 月 18 日
情報通信審議会情報通信技術分科会
電気通信システム委員会決定第1号
改正
平 成 25 年 5 月 28 日
情報通信審議会情報通信技術分科会
電気通信システム委員会決定第 2 号
改正
平 成 27 年 8 月 27 日
情報通信審議会情報通信技術分科会
電気通信システム委員会決定第 3 号
改正
平 成 29 年 7 月 18 日
情報通信審議会情報通信技術分科会
電気通信システム委員会決定第 4 号
改正
令 和 6 年 12 月 2 日
情報通信審議会情報通信技術分科会
電気通信システム委員会決定第 5 号
改正
令 和 7 年 11 月 〇 日
情報通信審議会情報通信技術分科会
電気通信システム委員会決定第6号

本委員会は、ITU 部会における委員会の設置及び運営について（令和6年 12 月9日情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU 部会決定第6号）（以下、「部会決定第6号」という。）第3項(9)に基づき、部会決定第6号の他、本委員会の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

1 委員会の開催

本委員会は、部会決定第6号で規定される本委員会の所掌である ITU 電気通信標準化部門（ITU-T）各研究委員会（SG）会合、電気通信標準化アドバイザリグループ（TSAG）会合又はそれらの作業部会（WP）の会合（以下「SG 等会合」という。）への対処並びに当該会合の結果に関して、第2項に規定する事項を検討するために開催する。なお、このほか主査が必要と認めるときは、適宜開催する。

2 検討事項

(1) ITU 世界電気通信標準化総会（WTSA）に提出される寄書、勧告案に対する評価及び ITU-T の研究課題の望ましい作業計画に関する事項
(2) SG 等会合への対処方針若しくは当該会合で行われる研究課題又は勧告の承認に関する事項であって重要なもの
(3) 上記(2)で重要とされたものに関連した日本寄書の提出に関する事項
(4) ITU-T の各 SG 間で連携を取る必要があると主査が認める事項
(5) その他、主査が必要と認める事項

3 委員会の運営

(1) 委員会は、電子メール又は構成員の参集により会合を開催する。
(2) 委員会に主査代理を置くことができ、主査が指名する委員、臨時委員又は専門委員がこれに当たる。主査代理は、主査不在の時、その職務を代行する。
(3) 主査は、委員会の調査検討にあたり必要と認めるときは、委員会の会議に必要と認める者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
(4) 主査は、委員会が調査する事項について特に専門的な調査を行う必要があると認めるときは、事務局に、関係者からの情報収集と、当該関係者との意見交換を行わせることができる。
(5) 委員会は、部会決定第6号に示すとおり、情報流通行政局地域通信振興課、同局放送技術課、総合通信基盤局電気通信技術システム課及びサイバーセキュリティ統括官室（以下、「協力事務局」という。）の協力の下、国際戦略局通信規格課が事務局の運営を行うものとし、事務局及び協力事務局の担当は別表に示すとおりとする。
(6) 事務局及び協力事務局の業務と役割は、以下のとおりとする。
(ア) 担当する SG 等会合への対応のあり方や SG の勧告承認手続き等について、情報通信技術委員会（TTC）等の国内の標準化に関する民間団体での議論の内容を踏まえて、担当する SG に関係する ITU セクターメンバー及び有識者等（以下、「SG 関係者」という。）に対して、確認を行うこと。
(イ) 担当する SG 等会合に係る結果の報告について、SG 関係者に対して、情報を共有すること。
(ウ) 担当する SG 等会合での議論に応じ、所掌する法令・制度・政策に関連する事項に関して、SG 関係者と協議の上、対応を行うこと。
(エ) 担当する SG 等会合への対処方針若しくは当該会合で行われる研究課題又は勧告の承認に関して、SG 関係者と協議の上、重要であると判断された事項について、主査の了解を得た上で、当委員会に対し、検討する旨を提案すること。
(オ) 上記（エ）で重要であると判断された事項に関連して、日本寄書の提出が企図されている場合は、その提出について、主査の了解を得た上で、当委員会に対し、検討する旨を提案すること。
(カ) 上記（ア）、（イ）及び（ウ）の実施は、メーリングリストを活用した電子メール又は SG 関係者の参集により行う。

4 日本寄書

本委員会は、第 2 項(3)について、各事務局が提案する寄書のほか、当該 SG 等会合への対処方針を踏まえ、日本寄書とすべき旨の提案がなされたものは、以下のいずれかの事項に該当するかを考慮し、日本寄書としての提出についての可否判断を行う。
(1) 勧告作成における基本方針に関するもの
(2) 研究課題の新設、改訂等に関するもの
(3) その他我が国として意志を明示することが必要又は有効なもの

5 その他

その他委員会の運営に関し必要な事項は主査が定める。

別表　事務局[注1]及び協力事務局[注2]の担当

事務局及び協力事務局	担当 SG 等
総合通信基盤局 電気通信技術システム課[注3]	SG2
情報流通行政局 地域通信振興課[注4]	SG5（ICT と気候変動に関する課題に限る。）
総合通信基盤局 電気通信技術システム課[注3]	SG5（ICT と気候変動に関する課題を除く。）
総合通信基盤局 電気通信技術システム課[注3]	SG11
総合通信基盤局 電気通信技術システム課[注3]	SG12
総合通信基盤局 電気通信技術システム課[注3]	SG13
総合通信基盤局 電気通信技術システム課[注3]	SG15
サイバーセキュリティ統括官室	SG17
国際戦略局 通信規格課	SG20
情報流通行政局 放送技術課	SG21（ケーブルテレビ及び関連技術に関する課題に限る。）
国際戦略局 通信規格課	SG21（ケーブルテレビ及び関連技術に関する課題を除く。）
国際戦略局 通信規格課	TSAG

注１　事務局
　　国際戦略局通信規格課
注２　協力事務局
　　情報流通行政局地域通信振興課（デジタル経済推進室を含む。）
　　情報流通行政局放送技術課
　　総合通信基盤局電気通信技術システム課（番号企画室を含む。）
　　サイバーセキュリティ統括官室
注３　総合通信基盤局電気通信技術システム課には、番号企画室を含む。
注４　情報流通行政局地域通信振興課には、デジタル経済推進室を含む。